

回覧

令和 7 年 5 月 28 日

町 民 各 位

天塩町長 吉田 忠

天塩町営住宅及び天塩町雇用促進住宅の随時入居者募集について
標記の件について、下記のとおり申し込み受付を行いますので、入居希望者は期日まで
に申し込みください。

記

1 募集住宅

住宅番号	団地名	所在地	建設年度	種別	戸数	面積	月額家賃
3-1-13	南開団地	字天塩 8470 番地	H4	2LDK	1 棟 12 戸中 1 戸	61.4 m ²	17,000 円～ 25,400 円
3-1-31	南開団地	字天塩 8470 番地	H4	3LDK	1 棟 12 戸中 1 戸	73.21 m ²	20,300 円～ 30,300 円
3-2-24	南開団地	字天塩 3671 番地の 1	H5	3LDK	1 棟 18 戸中 1 戸	73.21 m ²	20,600 円～ 30,700 円
3-3-23	南開団地	字天塩 3671 番地の 1	H6	3LDK	1 棟 18 戸中 1 戸	76.7 m ²	21,600 円～ 32,200 円
3-4-34	南開団地	字天塩 3671 番地の 1	H7	3LDK	1 棟 12 戸中 1 戸	70.85 m ²	20,100 円～ 29,900 円
※、6-2-6	緑陽団地	山手裏通 11 丁目 7580 番 地の 3	S61	3LDK	1 棟 4 戸中 1 戸	67.61 m ²	17,000 円～ 25,400 円
10-4-210	緑新団地	字川口 5709 番地の 2	S62	3LDK	1 棟 4 戸中 1 戸	67.61 m ²	17,300 円～ 25,800 円
10-6-204	緑新団地	字川口 5709 番地の 2	S63	3LDK	1 棟 4 戸中 1 戸	67.61 m ²	17,600 円～ 26,200 円
10-7-213	緑新団地	字川口 5709 番地の 2	S63	3LDK	1 棟 4 戸中 1 戸	67.61 m ²	17,600 円～ 26,200 円
11-1-3	雄信内団地	字オヌプナイ 5511 番地 の 18	H10	2DK	1 棟 4 戸中 1 戸	64.26 m ²	15,400 円～ 23,200 円
11-1-4	雄信内団地	字オヌプナイ 5511 番地 の 18	H10	2DK	1 棟 4 戸中 1 戸	64.26 m ²	15,400 円～ 23,200 円
11-3-3	雄信内団地	字オヌプナイ 5511 番地 の 18	H11	2DK	1 棟 4 戸中 1 戸	64.26 m ²	15,600 円～ 23,200 円
11-3-4	雄信内団地	字オヌプナイ 5511 番地 の 18	H11	2DK	1 棟 4 戸中 1 戸	64.26 m ²	15,600 円～ 23,200 円
11-4-2	雄信内団地	字オヌプナイ 5511 番地 の 18	H11	3LDK	1 棟 2 戸中 1 戸	78.16 m ²	19,000 円～ 28,000 円

※、6-2-6 緑陽団地については告知事項があるため、建設課建築係までお問い合わせください。
※住宅の修繕及び清掃により、入居開始に時間がかかることがあります。ご了承ください。

- 2 入居資格
- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 月額収入が 158,000 円を超えない世帯であること。
※月額収入⇒(年間所得－扶養控除等の額)÷12 ヶ月
ただし、次の場合は、月額収入が 214,000 円を超えない世帯であること。
①身体障害者手帳(1 級～4 級)の交付を受けている方がいる世帯。(申込時手帳提示)
②災害等により住宅を滅失した世帯。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 入居者本人及び同居しようとする家族が暴力団員ではないこと。
(暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に
規定する暴力団員をいいます)

- 3 申込方法
- 入居申込書に所要事項を記入し、入居申込者全員の住民票及び所得証明書を
添えて役場建設課建築係または役場雄信内支所に提出してください。

- 4 選考方法
- 希望住宅に複数の応募があった場合、天塩町営住宅入居者選考委員会に諮り、収入
基準や住宅困窮度等により町長が決定します。
※本町(過疎地域該当)では単身者でも入居可能ですが、3DK 以上の住宅については
2 人以上の世帯が優先されます。

- 5 敷金
- 町営住宅決定家賃の 2 カ月分を入居決定後、入居前に納入していただきます。

- 6 その他
- ①公募期間中に発生した空き家は、公募住宅とみなし選考の対象とします。また、
住宅の選考中に入居者の入れ替えにより生じた空き家も同様とします。
- ②公募を行っても、入居者が決定しない住宅は、随時入居受付を行います(南開
団地の 1・2 階及び富士見団地を除く)。
- ③次の場合には住宅の明け渡し請求が行われる場合があります。
(1) 不正な行為によって入居したとき。
(2) 家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき。
(3) 当該町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
(4) 正当な事由によらないで 15 日以上町営住宅を使用しないとき。 等
※入居後 3 年を経過し、月額 158,000 円を超える収入がある世帯は、収入超過者
として認定され、住宅を明け渡す義務が発生します。
※入居後 5 年を経過し、月額 313,000 円を超える収入が引き続き 2 年間ある世帯
は高額所得者として認定され、町営住宅を明け渡さなければなりません。
- ④現在町営住宅に入居中の方で、同居者の増減、加齢や病気等により 2・3 階
から 1 階などに住み替えを希望する場合は入居申込することができます。

- 7 申込受付期限
- 令和 7 年 6 月 13 日(金)まで

- 8 位置図
- 裏面をご覧ください。

町 営 住 宅 募 集 位 置 図

南 開 団 地
(03)

海岸通1丁目

4-2 1			5線(6)-1 3		
1234	1224	1214	3136	3126	3116
1233	1223	1213	3135	3125	3115
1232	1222	1212	3134	3124	3114
1231	1221	1211	3133	3123	3113
3階			3132	3122	3112
2階			3131	3121	3111
1階			7-2 4		
5-2 2			4234	4224	4214
2236	2226	2216	4233	4223	4213
2235	2225	2215	4232	4222	4212
2234	2224	2214	4231	4221	4211
2233	2223	2213			
2232	2222	2212			
2231	2221	2211			

山手裏通1丁目

緑 陽 団 地
(06)

新栄通11丁目

3-2 8
212
211
210
209

山手裏通11丁目

3-1 7	61-福 2	61-4 4	60-1 3	60-福 1
109	005	105	101	001
110	006	106	102	002
111	007	107	103	003
112	008	108	104	004

山手裏通10丁目

62-2 6	61-2 5
205	201
206	202
207	203
208	204

緑 新 団 地
(10)

←新川団地

中学校→

62-1 2	62-1 1	63-1 5	62-2 4	62-2 3	63-2 6
113	107	101	209	205	201
114	108	102	210	206	202
115	109	103	211	207	203
116	110	104	212	208	204
117	111	105			
118	112	106			

2-1 11	63-2 9	1-2 10	63-2 8	63-2 7
119	225	221	217	213
120	226	222	218	214
2-1 12		223	219	215
121		224	220	216
122				

児童遊園

雄 信 内 団 地 (11)

役場支所

研 修 所

雄 信 内 1 条 通 線

雄信内駐在所

雄信内郵便局

11年建設
4-2 4-1

4号棟

2-4 2-3 2-2 2-1

1-4 1-3 1-2 1-1

3-4 3-3 3-2 3-1

2号棟 10年建設

1号棟 10年建設

3号棟 11年建設